

支部ニュース

団東京

2010年2月 No. 435

発行 自由法曹団東京支部 〒112-0002 文京区小石川2-3-28-201

郵便振替00130-6-87399 TEL03-3814-3971 Fax03-3814-2623

メールアドレス dantokyo@dream.com

- 自由法曹団東京支部第38回定期総会のご案内と実施要綱
- 自由法曹団東京支部 選挙管理委員会からのお願い
支部長・幹事推薦のお願い 立候補受け付けます
- 東京高裁で逆転敗訴～東京「君が代」嘱託職員採用拒否事件……………新村響子
- 東京革新懇第18回総会の報告……………島田修一
- CORP15に参加して……………川合きり恵
- 公設派遣村に行ってきました！……………本田伊孝
- 学習会「日本年金機構発足でどうなるの？
年金制度は？」にご参加を♪……………中川勝之
- 1・22神保町駅前街頭宣伝&労働・生活相談会報告
・街頭法律相談に参加して……………細永貴子
・街頭法律相談会の感想……………久保田明人
- 3・13築地市場問題学習会に結集を！……………中川勝之
- 1月幹事会報告
- 日誌

自由法曹団東京支部第38回定期総会のご案内と実施要綱

2010年の東京支部定期総会がいよいよ迫ってきました。2月19日を支部総会参加申込みの第2次の締め切りとしますので、よろしくお願ひします

支部総会 実施要綱

- 1 日時 2010年2月26日(金)午後1時15分
～27日(土)午後1時
- 2 場所 ホテルおかだ(箱根湯本駅からバスで5分)
電話 0460-85-6000
住所 〒250-0312 神奈川県足柄下郡箱根町湯本茶屋191
交通 新宿駅=小田急ロマンスカー(1時間30分)一箱根湯本駅一箱根温泉郷共
同マイクロバス(5分)一ホテルおかだ

3 参加費(宿泊料とも)1万7000円(当日現金で集金、2次会費は別途集めます)

4 総会次第

第1日目 午後1時15分～1時45分

開会、議長選出、支部長挨拶、来賓挨拶、選挙手続の説明

午後1時45分～午後3時30分

記念講演 「仮演題：2010年—平和の世界秩序を展望する」

講演者 川田忠明氏の紹介

川田氏の「プロフィール」:

1959年生まれ。東京大学経済学部卒。20年以上にわたって40カ国以上を訪れ平和運動との交流を重ねる。07年3月の外国軍事基地撤去国際大会(エクアドル)、08年4月の世界平和大会(ベネズエラ)では、パネリストとして日本の運動を紹介。08年6月のG8サミット市民対抗行動(ドイツ)、09年4月のNATO60周年国際共同行動(フランス)では、基地問題の分科会でパネリストをつとめる。米兵の性犯罪、ジェンダーと軍事主義の問題についても発言。戦争と文化の関係も研究テーマとする。著書に『それぞれの「戦争論」—そこにいた人たち1937・南京—2004イラク』(唯学書房, 2004)、『Neue Kriege in Sicht』(共著, Jenior Verlag, 2006)、『名作の戦争論』(新日本出版, 2008)など。現在、日本平和委員会常任理事、原水爆禁止協議会理事などを務める。日本平和学会会員。

午後3時45分～4時10分

議案提案、会計監査報告

午後4時10分～5時30分

討論

午後6時30分～

懇親会

第2日目

午前9時～正午 討論

正午～午後1時 討論のまとめ、議案・予算・決算採択

特別決議採択、役員選出、新旧役員挨拶など

5 出欠確認 同封の参加申込書にご記入の上、東京支部までファックスでご返信下さい。

〒112-0002 東京都文京区小石川2-3-28-201

電話 03-3814-3971 ファックス 03-3814-2623

自由法曹団東京支部

自由法曹団東京支部 選挙管理委員会 からのお願い

支部長・幹事推薦のお願い 立候補受け付けます

1月21日の東京支部幹事会をもって、第38回東京支部定期総会（2月26日・27日、ホテル岡田）における支部長及び幹事選出のための選挙管理委員会が発足しました。

選挙管理委員会では、支部長及び支部幹事の自薦および他薦（本人の了解必要）を求めています。来る2月12日午後2時までに、東京支部事務局まで、文書にてご提出下さい。

なお、幹事会としての推薦を、2月12日の幹事会で決定しますので、ご意見・ご推薦を当日午後2時までに東京支部事務局までお寄せ下さい。

2010年1月21日

自由法曹団東京支部選挙管理委員会

委員長 今村 幸次郎

委員 枝川 充志

◎2009年選出幹事名簿

事務所	名前	事務所	名前
あかしあ法律事務所	笹本 潤	東京東部法律事務所	高木 一昌
北千住法律事務所	水田 敦士	新宿総合法律事務所	安川 幸雄
八王子合同法律事務所	吉田 栄士	東京法律事務所	中川 勝之
東京合同法律事務所	高畑 拓	東京法律事務所	小木 和男
東京合同法律事務所	洪 美絵	東京法律事務所	小部 正治
東京合同法律事務所	鈴木 眞	東京法律事務所	滝沢 香
東京本郷合同法律事務所	佐久間 大輔	第一法律事務所	高石 育子
渋谷共同法律事務所	森 孝博	第一法律事務所	渡邊 淳夫
都民中央法律事務所	田中 隆	東京南部法律事務所	佐藤 誠一
都民中央法律事務所	松井 繁明	東京南部法律事務所	早瀬 薫
都民中央法律事務所	瀬野 俊之	クラマエ法律事務所	村田 智子
四谷法律事務所	山本 真一	代々木総合法律事務所	大崎 潤一
城北法律事務所	小沢 年樹	代々木総合法律事務所	羽鳥 徹夫
城北法律事務所	小藺江 博之	代々木総合法律事務所	須藤 正樹
城北法律事務所	平松 真二郎	代々木総合法律事務所	横山 聡
旬報法律事務所	梅田 和尊	代々木総合法律事務所	長澤 彰
旬報法律事務所	新村 響子	三多摩法律事務所	長尾 宣行
旬報法律事務所	島田 修一	三多摩法律事務所	渡辺 隆
まちだ・さがみ法律事務所	鈴木 剛		

東京高裁で逆転敗訴～東京「君が代」嘱託職員採用拒否事件

旬報法律事務所 新村響子

1 逆転敗訴のショック

2010年1月28日、東京高裁で残念な判決が出た。

東京都の教職員が、卒業式の国歌斉唱時に起立・斉唱しなかった、そのことただ一つを理由に、定年後の再雇用を拒否されたという事件。

東京高裁第4民事部は、この採用不合格について何ら問題はないとして、教職員らの請求をすべて棄却するという不当判決を言い渡したのである。この不合格は東京都の人事裁量権を逸脱・濫用するとして、教職員らに損害賠償を認めた第1審判決を取り消しての逆転敗訴であった。

2 なぜ、東京都の裁量権逸脱・濫用が認められなかったのか

本件については、もちろん、君が代斉唱時の起立・斉唱の強制が憲法19条思想良心の自由に違反するかということが一番の争点として争われてきた。

しかし、この不当判決を受けて、私が一番「おかしい！」と叫びたいのは、本件不合格について東京都の裁量権の濫用・逸脱さえ認めなかったことである。

教職員嘱託職員制度は、定年制の代償制度として導入された制度であった。そのため、ほとんどすべての人が採用されてきた。懲戒処分を受けた人も例外ではない。本件一審原告らよりも重い減給処分や停職処分を受けた人であっても、これまでは採用されてきたのである。

判決はこれらの事実を認定しているにもかかわらず、それでもこれらの期待は「事実上のもの」にすぎない、として切り捨てる。東京都が成績評価にあたって考慮する要素は「その時々によりその比重が変化することも許容され得る」から、前例と違うという事実があるからといって、「本件不合格が、裁量権の著しい濫用ないし逸脱に当たるとまでいうことはできない」はいえないというのである。

3 時代に逆流する考え方ではないか

労働者が抱く再雇用への期待をこのように簡単に切り捨てていいのであろうか。

制度上、希望すれば採用されるような仕組みになっていれば、採用されると期待するだろう。みんなが合格していれば、自分も採用されると期待するだろう。自分よりも重い懲戒処分でも合格していれば、軽い懲戒処分を受けた自分は大丈夫だろうと思うだろう。

その期待がなぜ保護されないのか。こういった事実の積み重ねにより「法的保護を受ける期待権」が生ずるものと考えべきである。

今、時代は高齢化社会である。高齢者雇用安定法が制定され、65歳まで働くことが

前提とされる社会となりつつある。判決は、「公務員の再雇用制度は、新たに公務員として任用する行為である」という理由で東京都の広い裁量を認めている。しかし、停年後の再雇用への期待を保護する必要性は、公務員であっても民間労働者と変わりはないはずである。判決は、時代の流れに逆流するものと言わざるをえない。

4 思想良心の自由の本当の保障とは

本訴訟の本題である、憲法19条に違反するか否かという争点については、判決は、「憲法19条は、人の内心における思想及び良心の自由を保障するものであって、これに基づく外部的行為の自由まで保障するものではないが、個人の内心の自由の本質又は核心にあるものときわめて密接な関係にあるとみらるべき外部的な行為…に限り、なお憲法19条の保障するところである」として、外部的行為が憲法19条により保障される範囲を極めて限定した。

その上で、判決は、国歌斉唱時における「起立・斉唱というものは、教職員として高等学校学習指導要領に基づき行う儀式的行事における学校職員という社会的な立場における行動にすぎず、一般的に一審原告ら個人の内心における国旗及び国歌に対する特定の思想や信条と不可分的に結び付けられたものと認められる類型の外部的な行為ではない」として、起立・斉唱を命じても、そもそも思想良心の自由の制約には当たらないと判断したのである。

いくら心の中での自由が保障されていても、外部的行為の自由が保障されなければ、本当の思想良心の自由の保障とはいえないことは、江戸時代の「踏み絵」の歴史を見れば明らかである。本件判決のように、外部的行為の保障の範囲を極めて限定的に狭めてしまうことには強い危機感を感じる。

5 たたかひの舞台は最高裁へ

この不当判決を受けて、原告団・弁護団は直ちに上告の方針を決定した。2003年10月23日に出されたいわゆる「10・23通達」をめぐる訴訟は多数提起されているが、本件を含めた数件がついに最高裁に係属することとなる。

最高裁において、思想良心の自由のあり方、そして原告らの再雇用への期待の保護について、常識的な判断がされることを願って、最後まで力を尽くしたい。

みなさまのご支援をお願いします。

東京革新懇第18回総会の報告

支部長 島田修一

1月23日午後、ラパスホールで標記の定期総会があり、代表世話人の1人として参加しました（同じ立場で鶴見祐策団員も参加）。参加者100名。今年のキーワード「草の根の力で、『変化』から『革新』へ」の総会の模様を以下報告します。

1 松本善明団員の講演「国民が主人公の政治への展望」（要旨）

- ・世界も日本も変化の時代を迎えた。黒人は150年前は売買されていた。また50年前、黒人解放指導者キング牧師の集会は不許可なので協会で訴えることしかできなかった。しかし今、その米国で黒人大統領が誕生した。また世界では共産党への差別感がなくなってきた。だから南米では社会主義国が次々と誕生し、国連のキューバ封鎖解除も圧倒的差で決議された。
- ・平和の流れが大きくなっている。核抑止力も効かなくなり、核と人類は共存できないことが証明されてきている。米中はこれまでできなかった安保会議を始めることとなった。こうして世界平和の流れがオバマ大統領のプラハ演説を境に変わってきた。北朝鮮のキム・ジョンイルが今度中国に行くが、それは中国の言うことを聞くということ。東南アジア友好協力条約にも世界人口の半分以上が加盟。安保不要の流れが強まっている。
- ・経済危機はG8では解決できないからG20になった。しかしスティグリッツ国連報告は、彼は米国のノーベル賞を受賞した経済学者だが、「世界的危機だから世界の各国が集まらなければならない。需要と供給のアンバラは世界的に需要を高めていかなければならない」と日本共産党が今度の大会決議案で述べていることと同じことを書いている。
- ・国内の最大の問題は普天間基地。移設を受け入れる県はない。米国の不安は安保解消。基地がすべて撤去となるから。だからナイも「あまり日本を追い詰めるな」と言っている。名護市長選は予断を許さないが勝てば大変な影響が出る。
- ・自民党の復活は無理。今でもアメリカや財界と繋がっているから。共産党が大きく伸びることも現実には困難。だから統一戦線の革新懇運動を大きくすることが大事。小池晃さんが東京選挙区で当選すると全国に影響が広がる。九条の会を呼びかけた9名を見れば分かるように、人の役割は非常に大きい。
- ・今、憲法を前面に出すことが大事だ。保守党でさえ「憲法は大事」と言わざるを得ない。人間が幸福に生きていく権利を保障したのが憲法。憲法が花開く社会を実現すべく頑張ろう。雪崩は石を投げると発生するように、皆さんに「雪崩の一石」になって欲しい。東京が変わると全国に影響が出る。

松本善明団員は、国際情勢の大きな変化、国内情勢の変化、その中での革新懇運動の重大な意義、そして憲法の果たす役割と革新懇の目標は一致することを訴えられた83歳とは思えない情熱的な90分に及ぶ講演でした。

2 地域・職場からの報告（革新懇の名称は略）

- ・大山とも子都議：都議会でも変化が表れている。新銀行東京と築地移転の委員会を民主党と共同で設置し。全国で47番目だが自公両党も39人学級に賛成した。都立高校では授業料の他に冷房代も徴収していたが無料となった。他方、民主の弱点は未だにある。外環道建設を進める、都立3小児病院廃止は選挙公約違反。子どもの命がかかった公約なのに。
- ・東京原水協：非核日本をアピールできる時となった。東京から240名が5月のNPT再検討会議に参加する（5年前は125名）。全国からは1250名。しかし12百万署名は全国で4百万、東京でも35万でしかない。マレーシアが核廃絶のための条約交渉開始を提案したが日本は反対した。また核密約について菅直人氏は「日米関係の

ためには核持込もやむを得ない」と言い、外務省は「密約は公表するが破棄とは限らない」と言っている。

- ・八王子：マスコミは大変危険な状況。並立制導入の際、読売新聞の渡辺恒雄氏主導でマスコミ内反対派を潰した。今回更に比例80削減が出ているが、21世紀臨調が後押ししている。そのメンバーにすべてのマスコミが参加し、朝日の船橋洋一主筆は「普天間は辺野古で決まりだ」と書いている。
 - ・全日空：在日米軍は米軍空域を機密だと公表しない。日々空域が変わるから機長はそれを確認してフライトしている。安保は破棄しないと日本の空は危ない。平和でないと航空業界は売上げ向上とはならない。
 - ・府中：3月22日に労働者と高齢者が集まって大集会を開く。
 - ・目黒：03年イラク侵略から今年1月7日までピースウオーク300回を達成した。
 - ・地下鉄：ワンマン運転のためメトロの車掌200名が合理化された。運転手はモニターテレビ見てドアを閉めるが事故が多い。
 - ・八王子：高尾山トンネル反対でこの10年で40万署名を集めた。
 - ・東京平和委：横田基地撤去すると世の中変わる。「横田基地撤去を求める西多摩の会」を作り座り込み運動を続けている。府中から横田に移転する空自航空総対司令部の建物は2万7千㎡もある。
 - ・東久留米：市長選に勝利した。自公VS民・社民・国民新党だったが共産と革新懇が参加する「守る会」と連帯した結果。
 - ・立川：「横田基地を考える会」が3月20日に「横田基地もいらない！」のシンポを開く。
 - ・若林義春代表世話人：情勢の特徴は「大きな変化が進んでいる」こと。イラク戦争失敗で一国覇権主義は中止に追い込まれた。ラテンアメリカの変化は反米だけでなく反資本主義。オバマのノーベル賞受賞演説にヨーロッパではブーイング、喜んだのはアメリカ内の一部だけ。民主党が期待に応えなかったら国民はレッドカード出す。これからの10年は希望のある10年になる。日本の政治をどうするのか。このための対話と懇談が大事となっている。都内42医師会中、小池候補は12医師会と懇談した。東京の医師会は全国で一番の自民寄りだが、そこが懇談に応じた。
- 3 全国革新懇が結成されたのは80年1月。「安保容認、共産党排除の社政権構想合意によってそれまでの革新統一が破壊された後、統一の旗を降ろすべきでないとして全国各地で結成」されました。東京革新懇は81年2月3日結成。「生活向上・民主主義・平和の3つの共同目標」に基づく国民的共同を首都東京において進めてきて来年が30周年。現在、地域は23区の全区と多摩26市の16市、職場17（内準備会4）、2団地・町、青年1、三多摩1の合計60革新懇です。国政革新の目標を掲げた統一戦線運動は革新懇運動だけ。今、「革新懇の出番」を確認しあった熱い大会でした。

CORP 15に参加して

弁護士法人 まちだ・さがみ総合法律事務所 川合 きり恵

2009年12月、デンマークのコペンハーゲンで開催されたCOP15に、公害・地球環境問題懇談会 (<http://www.jnep.jp/>) の代表団の一員として、高尾山の天狗弁護団 (<http://homepage3.nifty.com/takaosan-tengusaiban/index.html>) から和泉貴士弁護士と共に参加しました。

目的は、

- ①原子力発電や火力発電によらない実効性のあるCO₂の25%削減と途上国援助を、現地で日本政府に働きかけること
 - ②公害と温室効果ガスの排出源は同じであることから、悲惨な公害の経験を温暖化対策に生かすよう公害被害者を先頭に現地で訴えること
 - ③美しい日本の自然を未来に手渡すため、無駄で有害な公共事業を止めるよう訴えること
 - ④福祉国家、環境先進国デンマークの施策を学ぶこと
- でした。

会場収容人数の2倍のNGOが参加したこと、首脳クラスが集まったためセキュリティが厳しくなったことから、COP15の会場であるベラセンター (Bella Center) に入ったのは1日のみでした。しかし、会場だけでなく、街の看板などにあふれる歓迎ムード、日曜日のワールドアクションデーのデモ行進、320ものNGO団体が集まり発表したクリマフォーラム (Clima Forum) など、街全体がCOP15でした。

結果的に、コペンハーゲン合意は採択には至らず、賛同する国のみが名簿に名前を載せるものになりました。協定自体も、2℃未満への抑制は目標とされず、世界の温室効果ガス排出量を削減に向かわせる期限もなく、先進国の中期目標は各国が自主的な削減目標を積み上げる方式でしかありませんでした。もっとも、米中を合わせた120カ国以上の首脳クラスが集まり、温暖化の危機感を共有できたこと、-2℃を目標とする科学的知見を共有したこと、不十分ながらも資金援助について合意できたことが大きな成果です。

私個人としては、デモ行進やクリマフォーラムで、NGOの人々と地球温暖化に対する危機感を共有できたことが貴重な経験でした。イギリス、フランス、ドイツ、南アメリカ、中国など、世界中の国の人々が、高いであろう交通費をかけて集まり、真剣に地球温暖化に対して取り組んでいることを実感しました。

デモ行進で、私たちの後ろで行進していたデンマークグリーンピースは「環境の正義を (Climate Justice) !」と叫んでいました。これは、国連のアナン事務総長が温暖化の影響でアフリカの農作物が被害を受けた時に提唱した言葉だそうです。クリマフォーラムでは、中国の川の水が枯渇している写真、食糧難が現実化している写真等が貼られていました。地球温暖化の問題は、先進国と発展途上国の間の貧富の差、歴史的な侵略と搾取の問題が複雑に絡みます。先進国はすでに莫大な量のCO₂を排出しています。共通の目的である将来の子孫に対して住みやすい地球を残していくため、公平で中立で正義にあったルール作りをする必要があると感じました。

そのほか、デンマークでは福祉国家デンマークの歴史と文化、環境、エネルギー、高齢者、消費者問題などへの取り組みの研修を受けました。特に印象に残ったものは、エネルギー政策です。デンマークも以前は95%近く化石燃料に頼っていたところ、石油危機をきっかけとしてエネルギー政策を転換しました。その際、隣国スウェーデンは原子力発電に向かったものの、デンマークでは国民の反対運動により、政府を動かし、風力発電に向かいました。今やデンマークでは30%が持続可能なエネルギーであり、100%にすることを目指しています。草の根の国民の運動が国のエネルギー政策を変えたことに希望を感じました。

デンマークでの滞在先は、郊外のロスキレでした。町の家々がおとぎの国のように可愛く、散歩が楽しかったです。家の窓が大きく、カーテンがかかっているため、夜は家の中が丸見えなのには驚きました。もっとも、家の中も覗いても全く問題ないくらい綺麗でした。ちょうどクリスマスシーズンであり、飾り付けを楽しむことができたのも幸運でした。

デンマークで一番大変だったのは食事で、野菜をなかなか食べることができませんでした。パンはおいしかったのですが、パンとハムとチーズ、というワンパターンなため、日本食が恋しくなりました。ディナーコースの中にあり、皆が期待していた「ライス」は、お米を生クリームで煮込み、木イチゴジャムを付けて食べるデザートでした。

10日間と長く滞在し、雪が降るなど寒かったため、ほぼ全員が体調を崩すなど過酷な環境でした。帰ってからも仕事に追われ、辛い思いをしましたが、学ぶことの多い有意義な旅でした。代表団の構成員は、公害地球懇、高尾山の自然をまもる市民の会、全労連、新婦人、千葉あおぞら連絡会、京の道ネット、生協連、農民連、東京公害患者と家族の会、水俣患者会、水俣弁護団、全教、自治労、環境アセス都民連という各団体から参加して、多様な分野の方々と知り合うことができたのも貴重な体験でした。

公設派遣村に行ってきました！

東京法律事務所 本田 伊孝

12月28日から1月18日まで、ハロー・ワークで求職していることを条件に、宿泊場所と食事を用意し生活支援相談をする都の運営による「公設派遣村」が開かれた。

労組・貧困問題に取り組む諸団体で結成された「ワンストップの会」のボランティア相談員として入所者の生活保護申請相談活動を行ってきた。「ワンストップの会」が必要となったのは、都の宣伝と生活相談体勢の不足を補うことにあった。

「ワンストップの会」による都への支援強化と協力への呼びかけは全くといっていいほど蔑ろにされた。最初の宿泊施設であるオリンピックセンター内での都の係員による生活相談が不十分であったため、オリンピックセンター前にバスを停車させ、車内での相談会を計画した。ところが、センター前に駐車したバスに対して、警察官から駐車禁止切符を切るとの警告があり、前代未聞のバスを走らせながらの「車内での相談会」を行うことになった。私にとって、弁護士登録して最初の相談は走るバスの中となった。

公設派遣村に入所した人数は、予定した500人を大きく上回り800人を超えた。入所者の年齢構成は様々で20代後半の人もいれば、70歳を超える人、いずれも珍しいものではなかった。昨年、年越し派遣村で見かけたことがある入所者もいた。皆、職を失い、住まいも失い、家族とも疎遠という状況であった。

1月4日以降は、大田区にあるなぎさ寮で相談活動を引き続き行った。

なぎさ寮に移ってから、都知事とマスコミによるなぎさ寮入所者へのバッシングが始まる。

バッシング報道は「都がなぎさ寮に入所した600名程の入所者に対し、活動費として2万円を支給したところ、そのまま寮に200名も戻らず、酒やたばこを買っている。」というものだ。その背景には働く気がない奴になんで酒を買う小遣いをやらなくてはならないんだ、税金の無駄だ」という認識があると思われる。

しかし、「ワンストップの会」の相談員としてなぎさ寮の入所者の処遇を実際に見てきた私はこれだけは伝えたい。「自己責任論」の是非を持ち出すまでもなく、バッシング報道は「誤り」であり、「他に報道すべきことがある」ということだ。

2万円を受取ったまま、居なくなった人数が200名にも至るという根拠は、食事をするときになかった人数をカウントしたに過ぎず、人数を正確に把握できていないという「誤り」がある。

そして、2万円が支給された経緯は、最初の数日は活動費として千円しか渡さず、その千円をもらうために1時間も並ぶ列ができていた。ハロー・ワーク、アパート探しに出かけるにも、なぎさ寮は交通が非常に不便なところにあり、ある程度の活動費が必要であった。

都の用意した宿泊施設での支援体制が不十分であったことは報道されていなかった。もともとなぎさ寮は山谷越冬対策のためのプレハブ建ての施設であり、寝泊まりしている部屋を覗くと一人一畳のスペースで布団を敷き詰め、雑魚寝状態であった。入居者500名に対して硬貨専用の電話機が1台あるだけ、三度の食事は弁当の配給、なぎさ寮内で医療体制が機能していなかった。そのため、なぎさ寮の七十歳の入所者が朝、心不全で亡くなっていた。また、なぎさ寮内では肝心な生活保護の申請手続への支援がなされていなかった。

こうした入居者の健康と生活再建を蔑ろにしたという事実はバッシング報道で掻き消された。支給された2万円でコンビニで酒を買う入所者へのバッシング報道だけでなく「他に報道すべきこと」がなかったのか。

なぎさ寮で昨年、年越し派遣村で見かけた人がいた。来年は公設派遣村で見かけた人を再び見かけることがないよう貧困問題に取り組んでいきたい。

学習会「日本年金機構発足でどうなるの？ 年金制度は？」にご参加を♪

事務局次長 中川勝之

「老後が安心して暮らせる年金制度をつくってもらいたい」、これは国民みんなの願いです。しかし、現在の公的年金制度は相次ぐ制度改悪の連続で、国民の願いとはまったく逆行しています。憲法25条の理念を活かし、老後が安心して暮らせる年金制度をつくりましょう！

さて、今年1月4日に、社会保険庁・社会保険事務所が廃止され日本年金機構が発足しました。経験のあるベテラン職員525人を解雇、定員2500人を削減してのスタートです。

日本年金機構の発足は、本当に年金業務や年金制度の充実にとってプラスなのでしょうか？「宙に浮いた年金記録」の正確でスピーディな処理が可能なのでしょうか？いっしょに学びましょう！

【日時】 2010年3月6日（土）13時開会

【場所】 全労連会館2Fホール

【主催】 「国の責任で、安心して暮らせる年金制度をつくる東京連絡会（安心年金つくろう東京連絡会）」（東京地評・東京社保協・全日本年金者組合東京都本部・自由法曹団東京支部・東京国公・全厚生日本年金機構本部支部）

【講演】 ①公文昭文氏（年金実務センター代表）
②杉浦公一氏（全厚生労働組合書記長）

【特別発言】 全日本年金者組合東京都本部から

1・22神保町駅前街頭宣伝&労働・ 生活相談会報告

恒例の街頭宣伝&相談会の8回目は神保町駅前。JRのない駅での行動は初めて。千代田春闘共闘の方々の協力を得て成功しました。団員は地元の旬報法律事務所の3名を含む8名で、新62期も3名参加しました。相談は目立ちすぎる場所だったのか寒かったためか最初1時間位はなかったのですが、一人座ると次の方が来るという感じで相談は残業代未払、パワハラ、著作権の3件でした。他には60歳位の男性から「応援してるよ」ということで1000円のカンパがあり、また、受動喫煙の問題を団支部で取り上げて欲しいという声をかける方もいました。

次回は、3月10日（水）午後4時～6時、銀座駅前での実施の予定です。

街頭法律相談に参加して

旬報法律事務所 細永 貴子

私は、今回初めて、街頭での生活・労働相談に参加しました。

神保町駅前という人通りの多い場所だったので、果たして足をとめてくれる人がいるのだろうかと不安な気持ちで臨みました。結果は、2時間の間に3人の方が相談に来てくれました。残念ながら私は直接相談に応じることはできませんでしたが、ティッシュを配りながら、道行く方々と目を合わせてコミュニケーションを取るように努めました。たかがティッシュ配りと思う方もいらっしゃるかもしれませんが、私は、ティッシュを渡し、相手に受け取ってもらう一瞬も市民の方との大事なコミュニケーションの時間だと思っているからです。

道行く多くの方が、今すぐに法律家の助けを必要とするほどの切迫した状況にはなかったのだと思います。しかし、いつ運悪く法律家を頼らなければならない事態に陥るかは誰にもわかりません。そんな時に、いつか路上でティッシュをもらったなあ、と思い出してもらえるよう、一人ひとりに語りかけるつもりでティッシュを渡しました。

今回初めて参加して、街頭での法律相談は、すぐに目に見えた成果を実感することが難しい面もあるように思いましたが、ティッシュをもらってくれた方が困った時に私たちが配ったティッシュの存在を思い出し、労弁ホットラインや自由法曹団などに連絡をしてくれれば嬉しいです。

街頭法律相談会の感想

東京合同法律事務所 久保田 明人

自由法曹団東京支部の神保町での街頭法律相談会に今回初めて参加させていただきました。大寒を過ぎたばかりで、北海道で生まれ育った私が弱音を吐きたくなるほどの寒さの中、街頭法律相談へのお誘いや労働者の権利などについて、ティッシュ配布や拡声器による宣伝をしました。ティッシュ配布は今までもしたことがあったので何の抵抗もなかったのですが、カラオケ経験もあまりない私はマイクを持ったことで頭の中を真っ白にしながら、二回試験に向かったとき以上の気合を入れてやらせていただきました。

今回は相談者が少なかったとのことですが、私としては、寒い路上で、しかも、衆目に晒されることを承知の上で、相談に乗ってもらおうかと思う気持ちを通り過ぎる一瞬に抱くほどに悩んでいる人がいること自体が驚きでした。相談を受ける状態がもっと好条件であれば、多くの方が相談に来られるのではないかと、弁護士による相談の潜在的ニーズがあることをひしひしと実感しました。

私はまだ登録したばかりということもあって今回は相談を受け付けることはしなかったのですが、相談を受け付けられるように十分な知識をこれから身につけて、また参加させていただきたいと思います。

3・13 築地市場問題学習会に結集を！

事務局次長 中川勝之

先月2010年1月号の団支部ニュースに掲載した築地市場問題について、現地築地市場内で学習会を行います。

1月22日に東京都が発表した2010年度予算原案によれば、築地市場を豊洲に移転するため、用地買収・設計・土壌汚染対策費1281億円が盛り込まれています。そして、1月26日の東京都議会経済・港湾委員会において、築地市場移転問題についての参考人招致が行われました。移転反対の水産仲卸業者らでつくる「市場を考える会」の代表が、「物流センター化して仲買人のための市場ができなくなり、一般の店から買い出しに来なくなるのではないか」「業者のみなさんの協力があれば築地で十分再整備できる」等と述べ、移転計画をやめ現在地再整備に立ち返るよう求めました。

今回の学習会を契機として団支部として築地市場移転反対運動を一層強化したいと考えています。学習会後には新鮮な刺身を食べながらの懇親会を実施します。また、時間帯は離れますがマグロのセリの見学会も行いますのでごぞってご参加下さい。修習生・ロースクール生等の参加も大歓迎です。いずれの企画についても人数把握をしたいので参加予定の方は2月中にご連絡下さい。

<学習会・懇親会>

日時：3月13日（土）

13：00～15：00 学習会

講師 羽根川信（全労連全国一般東京地本東京中央市場
労働組合（東中労）委員長）

※その他専門家にも依頼中

15：00～17：00 懇親会（実費各自負担）

場所：築地市場内東中労事務所

<セリの見学会>

当日5時に築地市場内東中労事務所に集合、市場関係者の案内でマグロ・生けもののセリを見学します。7時までには終了します。その後は学習会・懇親会まで自由時間ですが、東中労事務所での待機が可能です。なお、築地市場近くにホテルもありますが、築地市場厚生会館での宿泊も可能です。



1 コペンハーゲン報告集について

2 NPT再検討会議要請行動—高校生平和ゼミの代表派遣のカンパの訴え

- ・当日集まったカンパ額 24000円
- ・団員に募ります。・・・カンパ送金先

名称 高校生平和ゼミ 口座番号 00110-6-96558

3 ネットカフェ利用者 本人確認条例問題について田中隆団員から報告

- ・ネットカフェにおける犯罪の現状（平成21年11月付け報告書参照）

ネットカフェにおいて昨年1月から8月まで679件 窃盗・詐欺多数

本人確認していないカフェにおいて多数。38%のみが本人確認をしている。

→本人確認の必要性を警視庁が主張

都民の4割が賛成しており、都民の支持を得たと判断。

本年2月都議会に条例案を提出予定

- ・ 内容

「インターネットカフェ」という概念を法規上はじめて作出

利用記録の作成保存・公安委員会への届出・罰則（顧客の虚偽の本人情報の提供等）等

- ・ 問題点

ネットカフェに対し非常に広汎な行政規制を及ぼす

旅館業法は原則的には自治体干渉だが、本条例では警察直接干渉

体感治安の悪化についての本質的解決にならない

- ・ 予測

おそらく議会は通過すると思われる。

今後団東京支部にて継続検討

4 ①「比例定数削減に反対する」 ②「『強権的国家』づくりをめざす民主党『国会改革』に反対する」 団本部意見書が発行

法案はオール与党で直ちに通る可能性が高く危険

削減されてしまえば、比例代表を中心に議席を獲得していた第3党以下の政党は致命的な打撃を受ける

支部総会でも特別決議を上げる

各地で運動を広げていく必要がある

1月14日に院内集会を開催 45の団体、多くの人々が参集

「問題の所在が分からない」という感想が多く寄せられたが、なかみを説明しうったえれば理解と共感が得られる。

団本部の意見書を広めていく必要がある

先生と従業員の皆様をお守りしています!

全国弁護士グループの団体所得補償保険

- ◎保険期間中に病気やケガで就業不能になったとき、月々の収入を補償します。
- ◎1年又は2年間まで安心して療養でき、保険料は25%引き(団体割引25%)です。
- ◎保険期間中無事故のときは、払込保険料の20%が戻ります。

保険料表 (スタンダードプラン・A型・免責7日・保険期間1年・1口保険料単位:円・保険金額10万円)

- ◎入院による就業不能免責0日タイプや、免責4日タイプもご用意しています。
- ◎傷害による死亡・後遺障害の補償についても、所得補償保険金額の50倍または100倍型で1億円を限度として組み合わせることができます。
- ◎病気で保険金を受け取っても、継続することができます。(通算支払1,000日まで)
- ◎最高89歳まで継続が可能です。(新規のご加入は満69歳までとなります。)
- ◎半年払(1月・7月払込)は、月払よりさらに6%以上保険料が割安です。

てん補期間 払込方法 年令	1年		2年	
	月払	半年払	月払	半年払
25~29才	790	4,440	960	5,410
30~34才	980	5,480	1,210	6,800
35~39才	1,220	6,840	1,570	8,810
40~44才	1,520	8,540	2,020	11,360
45~49才	1,820	10,200	2,470	13,870
50~54才	2,100	11,820	2,920	16,380
55~59才	2,250	12,630	3,140	17,610
60~63才	2,370	13,290	3,320	18,660

※上表は平成21年12月20日以降加入時(中途加入を含みます)の保険料です。

☆概要の説明です。詳細のお問合せ・資料請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 橋本ビル3階
TEL 03(3405)8661

<引受保険会社>

株式会社 損害保険ジャパン 本店営業第一部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03(3349)3240

全国弁護士グループ
Japan Lawyers Group

<http://www.zenben.org>

SJ09-04479 (2009年10月26日)

